

第2編：各論

【第2編 各論】

第1章（基本目標1）自分の健康を守り、

いきいきと充実した健康生活の推進

【取り組み全体の方向性】

生活習慣病の増加や重症化は、生活の質の低下や医療費の増大を招きます。

一人ひとりの状態に合わせた生活習慣の維持・改善により、発症の予防や重症化の防止が期待されます。そのために、早い時期からの生活習慣病予防のための働きかけに取り組みます。

ライフステージ別

【乳幼児期（0～5歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇十分遊び、早寝早起きができる。
- ◇1日3食、好き嫌いなく食べることができる。

《数値目標》

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
生活リズムが整っていない子どもの減少			
21時までに寝ている子どもの増加			
野菜嫌いの子どもの減少			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
乳幼児健診や育児相談時の、生活習慣の確立に向けた保健指導・栄養指導の充実を図ります。	健康増進課
保護者が、自身の生活習慣の見直しができるきっかけづくりの場を提供します。	
乳幼児の生活習慣の確立に向け、保育所や子育て支援センター等との連携を図ります。	健康増進課・子ども家庭課・保育課
家庭教育学級などにおいても、子どもの生活習慣病予防に関する内容を取り入れるようにします。	生涯学習課（公民館）

《取り組む事業》

ハローベビー（両親学級）、乳幼児健診での保健指導・栄養指導、健康教育、訪問指導、母子保健事業定例会等

【学齢期（6～17歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇生活習慣病の理解ができる。
- ◇規則正しい生活ができる。
- ◇自分に合った食事や運動ができる（適正体重の維持ができる）
- ◇アルコールの害を理解し、勧められても断ることができる。

《数値目標》

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
朝食を欠食している子どもの減少			
肥満者の減少			
生活リズムが整っている子どもの増加			

(%)

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
生活習慣病予防を推進するため、学校保健との連携を図ります。	小・中学校 学校教育課 健康増進課
アルコールに関する健康教育の充実を図ります。	

《取り組む事業》

小中学校での健康教育、保護者への健康教育、広報やホームページ等での情報発信

【第2編 各論】

【青年期（18～39歳）】

＜目標（めざす姿）＞

- ◇健（検）診結果から自分の体の状態が理解でき、その後の生活の改善に結び付けられる。
- ◇適正体重を維持するため、自分の体に合った食事や運動を理解し、正しい生活習慣を実践できる。

＜数値目標＞

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
健康への関心をもつ人の増加			
若年期のがん検診等の受診率の増加			
早起きしている人の増加			
就寝時間が23時以降の人の減少			

＜市の取り組み＞

具体的な内容	所管課
広報やホームページなどの情報発信手段を活用し、生活習慣病予防について広く知識を啓発していきます。	健康増進課・国保年金課・商工課
職域等との連携を図り、健康教育を実施するなど、生活習慣病予防に関する知識を啓発し、特に若年層のがん検診の受診を支援します。	
乳幼児健康診査等を利用し、保護者に対して生活習慣病予防についての知識の普及を図ります。	
職域保健との連携を図るため、組織づくりを進めていきます。	
健康を支援し合える仲間づくりを目指した、健康づくり教室を開催していきます。	

＜取り組む事業＞

普及・啓発事業、市民・職域を対象とした健康教育、健康相談、訪問指導等

【壮年期（40～64歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇1年に1回健康診査を受け、健診結果から自分の体の状態が理解し、適切な医療受診や生活の改善を行うことができる。
- ◇自分の適正体重を知り、維持する方法を理解し、実践することができる。

《数値目標》

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
適正体重の範囲にある人の増加（BMI）			
特定健康診査受診率の向上			
メタボリックシンドローム該当者の減少			
メタボリックシンドローム予備軍の減少			
がん検診受診率の向上			
HbA1c 該当者の減少			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
糖尿病など生活習慣病予備軍に対して、発症予防のための保健指導・栄養指導を充実していきます。	健康増進課・国保年金課・商工課
健康を支援し合える仲間づくりを目指した、健康づくり教室を開催していきます。	
生活習慣病予防のための栄養講座を充実していきます。	
企業や職域と連携して、勤労者や退職者向けの健康講座を開催していきます。	
生活習慣病を予防するため、特定健康診査やがん検診等を実施するとともにその受診率の向上を図ります。また、特定保健指導の充実と利用率の向上を図ります。	

《取り組む事業》

特定健康診査・特定保健指導、がん検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診、健康教育、健康相談、訪問指導等

【第2編 各論】

【高齢期（65歳以上）】

《目標（めざす姿）》

◇1年に1回健康診査やがん健診を受け、健（検）診結果から自分の体の状態を理解し、適切な医療受診や生活改善を行うことができる。

《数値目標》

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
適正体重の範囲にある人の増加（BMI）			
規則正しく食事をとっている人の増加			
健康へ関心をもつ人の増加			

《市の取り組み》

(%)

具体的な内容	所管課
糖尿病など生活習慣病予備軍に対して、発症予防のための保健指導・栄養指導を充実していきます。	健康増進課・国保年金課・高齢者生きがい推進課
運動と生活習慣病予防に関する内容を組み入れた健康教育を実施します。	
健康づくりに関する情報の提供をあらゆる場面で提供します。	

《取り組む事業》

健康診査、保健・栄養指導、がん検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診、健康教育、健康相談、訪問指導等

第2章（基本目標2）

健全・健康な食生活を目指す取り組みの推進

【取り組み全体の方向性】

市民が、食育を自分や家族の問題として認識し、実際に食育に取り組む事ができるような体制づくりを進めます。関係各機関・団体がそれぞれの立場から取り組みを進めるとともに、関係者間の相互の連携・協力により情報の共有化を図ります。

ライフステージ別

【乳幼児期（0～5歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇朝食を毎日摂ることができる。
- ◇栄養バランスに配慮した食生活をおくることができる。
- ◇家族と食事をする（共食）回数を増やすことができる。

《数値目標》

（％）

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
朝ごはんを食べない子どもの減少			
バランスの良い朝食を食べる子どもの増加			
家族と食事をする回数の増加			

《市の取り組み》

具体的な内容	所 管 課
離乳食教室等各種教室をととして、発達に応じた食事を保護者が提供できるように支援します。	健康増進課
幼稚園・保育所と連携し、各年齢（発達）に応じた食の大切さを啓発していきます。	保育課・学校教育課 健康増進課
保護者に保育参観や「園だより」・「保健だより」をととして、食育を推進します。	保育課・学校教育課
給食・収穫体験をととして、食への関心を広げます。	保育課・学校教育課 農政課

《取り組む事業》

離乳食教室・育児相談・乳幼児健診・保健指導・食育推進担当者会議等

【第2編 各論】

【学齢期（6～17歳）】

＜目標（めざす姿）＞

- ◇朝食を毎日摂ることができる。
- ◇栄養バランスに配慮した食生活をおくることができる。
- ◇早寝・早起き・朝ごはんの習慣ができる（生活のリズムを整えることができる）
- ◇家族と食事をする（共食）回数を増やすことができる。
- ◇子どもが食事に関心をもち、食事作りに参加できる。

＜数値目標＞

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
朝ごはんを食べない子どもの減少			
バランスの良い朝食を食べる子どもの増加			
家族と食事をする回数の増加			
野菜嫌いの子供の減少			

＜市の取り組み＞

具体的な内容	所管課
児童・生徒・及び保護者への食育の充実を図ります。	学校教育課・商工課 保育課
学校給食で流山産の食材の利用に取り組みます。	農政課 健康増進課
料理を学ぶ機会を提供します。	学校教育課・指導課 保育課 健康増進課

＜取り組む事業＞

親子クッキング・出前健康教育・食育の授業

【青年期（18～39歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇朝食をしっかり食べることができる。
- ◇野菜を食べる事に心がけられる。
- ◇食育に関心を持ち、行事に合わせた食事を楽しみながら、次世代につなげられる。

《数値目標》

（％）

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
朝ごはんを食べない子どもの減少			
バランスの良い朝食を食べる人の増加			
野菜を食べる機会の増加			
食育に関心を持っている人の増加			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
広報・ホームページなどの情報発信手段を活用し、食育の啓発に努めます。	健康増進課 農政課・コミュニティ課
栄養について学ぶ機会を提供します。	健康増進課・保育課 学校教育課
地産地消を進めます。	農政課・商工課

《取り組む事業》

食事相談・出前健康教育・エンジョイクッキング

【第2編 各論】

【壮年期（40～64歳）】

＜目標（めざす姿）＞

- ◇朝食をしっかり食べることができる。
- ◇野菜を食べる事を心がけるようになる。
- ◇食育に関心を持ち、行事に合わせた食事を楽しみながら、次世代につなげられる。

＜数値目標＞

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
朝ごはんを食べない人の減少			
バランスの良い朝食を食べる人の増加			
野菜を食べる機会の増加			
食育に関心を持っている人の増加			

＜市の取り組み＞

具体的な内容	所管課
広報・ホームページなどの情報発信手段を活用し、食育の啓発に努めます。	健康増進課 農政課・コミュニティ課
栄養について学ぶ機会を提供します。	健康増進課
地産地消を進めます。	農政課・商工課

＜取り組む事業＞

食事相談・出前健康教育・検診時健康教育

【高齢期（65歳以上）】

《目標（めざす姿）》

- ◇朝食をしっかり食べられる。
- ◇自分の体に合った食品の選び方や調理の工夫ができる。
- ◇家庭の味や行事に合わせた食事とおとして、食文化を伝えられる。

《数値目標》

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
朝ごはんを食べない人の減少			
バランスの良い朝食を食べる人の増加			
食育に関心を持っている人の増加			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
広報・ホームページなどの情報発信手段を活用し、食育の啓発に努めます。	健康増進課 農政課・コミュニティ課
栄養について学ぶ機会を提供します。	健康増進課・介護支援課
地産地消を進めます。	農政課・商工課

《取り組む事業》

食事相談・出前健康教育・介護予防教室・検診時健康教育

第3章（基本目標3）自分と大切な人を守るために、

生活の中からたばこの煙を減らす取組の推進

【取り組み全体の方向性】

喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD等の疾患の最大の危険因子です。また、受動喫煙によっても様々な疾患を引き起こすことが分かっています。

そこで、喫煙者の減少、受動喫煙の被害の減少の2つの方向からたばこの煙を減らす取り組みを推進します。

ライフステージ別

【乳幼児期（0～5歳）】

＜目標（めざす姿）＞

◇たばこの害を受けずに健康に成長できる。

＜数値目標＞

項目（事業名称等）	平成27年度	平成29年度	平成31年度
妊婦喫煙率	0%	0%	0%

＜市の取り組み＞

具体的な内容	所管課
妊婦の喫煙・受動喫煙のリスクについて正しい知識の普及を図ります。	健康増進課
家族の喫煙・受動喫煙のリスクについて正しい知識の普及を図ります。	健康増進課

＜取り組む事業＞

妊娠届出書受理時、両親学級、乳児家庭全戸訪問時におけるたばこの害の普及啓発

【学齢期（6～17歳）】

《目標（めざす姿）》

◇たばこに関する正しい知識を身につけることで、未成年の喫煙を防止する。

《数値目標》

項目（事業名称等）	平成27年度	平成29年度	平成31年度
健康づくり講習会 受講者数	72人 （積算）	216人 （積算）	360人 （積算）

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
市内小学校や中学校、高等学校と連携してたばこの害について、教育の機会を設けます。	健康増進課

《取り組む事業》

健康づくり講習会

【第2編 各論】

【青年期（18～39歳）から壮年期（40～64歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇たばこをやめたいと思ったときにやめられる。
- ◇受動喫煙の害を理解し、マナーを向上し、受動喫煙防止に努める。

《数値目標》

項目（事業名称等）		平成27年度	平成29年度	平成31年度
喫煙率		（集計待ち）	（集計待ち）	（喫煙者数—禁煙の意思のある人）
受動喫煙の被害率	行政機関	（集計待ち）	（集計待ち）	（集計待ち）
	職場	（集計待ち）	（集計待ち）	（集計待ち）
	飲食店	（集計待ち）	（集計待ち）	（集計待ち）
喫煙によってリスクの高まる病気の知識率向上		（集計待ち）	（集計待ち）	（集計待ち）

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
市民の禁煙を推進します。	健康増進課
職域における受動喫煙の防止を推進します。	健康増進課
市民からの喫煙・禁煙相談を随時受け付けます。	健康増進課

《取り組む事業》

禁煙啓発事業、禁煙外来普及啓発事業、受動喫煙防止対策助成金制度、禁煙相談

【高齢期（65歳以上）】

《目標（めざす姿）》

- ◇たばこをやめたいと思ったときにやめられる。
 ◇受動喫煙の害を理解し、マナーを向上し、受動喫煙防止に努める。

《数値目標》

項目（事業名称等）	平成27年度	平成29年度	平成31年度
喫煙率			（喫煙者—禁煙の意思のある人）
喫煙によってリスクの高まる病気の知識率向上			（集計待ち）

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
市民の禁煙を推進します。	健康増進課
市民からの喫煙・禁煙相談を随時受け付けます。	健康増進課
がん検診時にたばこの害について健康教育を実施します。	健康増進課

《取り組む事業》

禁煙啓発事業、禁煙外来普及啓発事業、がん検診事業、禁煙相談

【第2編 各論】

第4章（基本目標4）こころの健康を保ち、楽しみを持って

いきいきと自分らしく過ごせるための取り組みの推進

【取り組み全体の方向性】

身体だけでなくこころの健康を保つためにも重要な基礎となる適度な運動やバランスの摂れた栄養・食生活、さらには心身の疲労の回復と充実した人生を目指す「休養」の3つの要素を日常生活に取り入れられるように支援していきます。

ライフステージ別

【乳幼児期（0～5歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇十分遊び、早寝早起きができる。
- ◇1日3食、好き嫌いなく食べることができる。

《数値目標》

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
生活リズムが整っていない子どもの減少			
21時までに寝ている子どもの増加			
野菜嫌いの子どもの減少			
3食、食べている子どもの増加			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
乳幼児健診や育児相談時の、生活習慣の確立に向けた保健指導・栄養指導の充実を図ります。	健康増進課
保護者が、自身の生活習慣の見直しができるきっかけづくりの場を提供します。	
乳幼児の生活習慣の確立に向け、保育所や子育て支援センター等との連携を図ります。	健康増進課・子ども家庭課・保育課
家庭教育学級などにおいても、子どもの規則正しい生活習慣に関する内容を取り入れるようにします。	生涯学習課（公民館）

《取り組む事業》

ハローベビー（両親学級）、乳幼児健診での保健指導・栄養指導、健康教育、訪問指導、母子保健事業定例会等

【学齢期（6～17歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇休養の必要性が理解できるようになる。
- ◇規則正しい生活の実践ができるようになる。
- ◇自分に合った食事や運動ができるようになる。

《数値目標》

（％）

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
朝食を欠食している子どもの減少			
肥満者の減少			
生活リズムが整っている子どもの増加			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
こころの健康を保つため、学校保健との連携を図ります。	小・中学校 学校教育課 健康増進課
睡眠やアルコールとこころの健康との関連の啓発に努めます。	
児童・生徒のメンタルヘルスケア対策や不登校児童・生徒への支援に努めます。	

《取り組む事業》

小中学校での健康教育、保護者への健康教育、広報やホームページ等での情報発信、スクールカウンセラーの配置

【第2編 各論】

【青年期（18～39歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇自分なりのストレス解消法を見出すことができる。
- ◇周囲の人の健康状態を気遣うことができる。
- ◇生活習慣の見直しができ、疲労回復のために十分な休養や睡眠をとることができる。
- ◇悩みを相談できる人がいる。

《数値目標》

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
ストレスを感じる人の減少			
ストレスをうまく対処できる人の増加			
毎日の睡眠が休養になっている人の増加			
相談相手がいる人の増加			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
広報やホームページなどの情報発信手段を活用し、生活習慣病予防について広く知識を啓発していきます。	健康増進課・障害者支援課・商工課・学校教育課
健康教育を実施するなど、こころの健康保持に関する知識を啓発し、困った時に一人で悩まず相談できるように支援します。	
学校や職域との連携を図り、学校・社会におけるこころのケアのための支援体制づくりに努めます。	
健康を支援し合える仲間づくりを目指した、健康づくり教室を開催していきます。	
睡眠確保の必要性の啓発とこころの健康を保つセルフケアの知識に普及を図ります。	

《取り組む事業》

普及・啓発事業、市民・職域を対象とした健康教育、健康相談、訪問指導等

【壮年期（40～64歳）】

《目標（めざす姿）

- ◇自分自身の身体及びこころの状態を理解することができる。
- ◇自分に合ったストレス解消法などをみつけ、実践することができる。
- ◇健康づくりのために、規則正しい生活ができる。
- ◇周囲の人に気を配り、支援することができる。

《数値目標》

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
ストレスを感じる人の減少			
ストレスをうまく対処できる人の増加			
毎日の睡眠が休養になっている人の増加			
相談相手がいる人の増加			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
健康を支援し合える仲間づくりを目指した、健康づくり教室を開催していきます。	健康増進課・国保年金課・商工課・公民館・コミュニティ課
働く世代に対するメンタルヘルス対策の充実と、こころの健康保持のためのセルフケアの知識の普及に努めます。	

《取り組む事業》

ワークライフバランスの理解の促進、相談できる場の情報提供等、自治会活動やサークル活動等の交流の場の提供、公民館講座など各種教室等地域活動

【第2編 各論】

【高齢期（65歳以上）】

＜目標（めざす姿）＞

- ◇地域でのボランティア活動など、積極的に社会参加できる。
- ◇子どもたちとの交流など世代を超えた交流を持つことができる。
- ◇認知機能の低下を防ぐことができる。

＜数値目標＞

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
病気がある人の減少			
ストレスを感じる人の減少			
ストレスをうまく対処できる人の増加			
毎日の睡眠が休養になっている人の増加			
相談相手がいる人の増加			

＜市の取り組み＞

具体的な内容	所管課
地域の組織（地区社協、自治会や老人会等）との連携を図り、地域で活躍する高齢期のボランティア活動の促進を図ります。	健康増進課・社会福祉課・高齢者生きがい推進課・介護支援課
高齢化の孤立化や引きこもりを避けるために、高齢者の見守りや高齢者と地域、高齢者同士のつながり合う仕組みづくりに努めます。	

＜取り組む事業＞

訪問指導、介護予防教室等の健康教育、健康相談、見守りネットワーク、高齢者ふれあいの家支援

第5章（基本目標5）体を動かす楽しさを見つけ、継続的

運動習慣を身につけるための取組みの推進

【取組み全体の方向性】

身体活動が多い人や運動をよく行っている人は、生活習慣病の罹患率や死亡率が低いこと、また、メンタルヘルスや生活改善に効果をもたらすことなどが認められています。しかし、この効果についての知識は普及しつつあるものの、運動を実際に行っている人の割合は少ないと言われています。多くの人が無理なく日常生活の中で運動を実施する方法や環境づくりをめざします。

ライフステージ別

【乳幼児期（0～5歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇十分遊び、早寝早起きができる。
- ◇3食規則正しい食事をとり、元気に活動できる。

《数値目標》

（％）

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
生活リズムが整っていない子どもの減少			
21時までには寝ている子どもの増加			
野菜嫌いの子どもの減少			

【第2編 各論】

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
乳幼児健診や育児相談時の、生活習慣の確立（身体活動の推進）に向けた保健指導・栄養指導の充実を図ります。	健康増進課
保護者が、自身の生活習慣の見直しができるきっかけづくりの場を提供します。	
乳幼児の生活習慣の確立（身体活動の推進）に向け、保育所や子育て支援センター等との連携を図ります。	健康増進課・子ども家庭課・保育課
家庭教育学級などにおいても、子どもの身体活動の推進に関する内容を取り入れるようにします。	生涯学習課（公民館）

《取り組む事業》

ハローベビー（両親学級）、乳幼児健診での保健指導・栄養指導、健康教育、訪問指導、母子保健事業定例会等

【学齢期（6～17歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇身体活動が心身の健全な発育に重要であることが理解できるようになる。
- ◇規則正しい生活の実践できるようになる。
- ◇自分に合った食事や運動ができるようになる。（適正体重の維持）
- ◇十分な睡眠をとることができる。

《数値目標》

（%）

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
朝食を欠食している子どもの減少			
肥満者の減少			
生活リズムが整っている子どもの減少			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
規則正しい生活の確立を図るため、学校保健との連携を図ります。	小・中学校 学校教育課 健康増進課
身体活動量を増やすための取り組みについて検証していきます。	

《取り組む事業》

小中学校での健康教育、保護者への健康教育、広報やホームページ等での情報発信

【第2編 各論】

【青年期（18～39歳）から壮年期（40～64歳）】

＜目標（めざす姿）＞

- ◇日頃から、「早く歩く」、「乗り物やエレベーターを使わず歩く」など、身体活動・運動に対する意識を向上させることができる。
- ◇週2回以上、1回30分以上の息が少し弾む程度の運動が習慣化できる。
- ◇まずは、「自分に合った運動ができるようになる。

＜数値目標＞

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
健康への関心をもつ人の増加			
運動する人の増加			
規則正しい生活を送っている人の増加			

＜市の取り組み＞

具体的な内容	所管課
日常生活の中での歩数の増加のための支援をしていきます。	健康増進課・国保年金課・商工課・生涯学習課
運動習慣者の増加に努めます。	
職域保健との連携を図るため、組織づくりを進めていきます。	
健康を支援し合える仲間づくりを目指した、健康づくり教室を開催していきます。	

＜取り組む事業＞

普及・啓発事業、市民・職域を対象とした健康教育、健康相談、訪問指導、運動教室等

【高齢期（65歳以上）】

《目標（めざす姿）》

- ◇自分（年齢や能力）に合った社会参加活動（ボランティア活動、趣味や稽古ごとなど）のうち、一つ以上行うことができる。
- ◇年齢や能力に応じて、できる範囲の運動（一日10分程度の体操、一日20分程度の散歩など）を一つ以上行う。

《数値目標》

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
健康への関心をもつ人の増加			
運動する人の増加			
規則正しい生活を送っている人の増加			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
日常生活の中での歩数の増加のための支援をしていきます。	健康増進課・国保年金課・商工課・生涯学習課
運動習慣者の増加に努めます。	
健康を支援し合える仲間づくりを目指した、健康づくり教室を開催していきます。	

《取り組む事業》

普及・啓発事業、市民・職域を対象とした健康教育、健康相談、訪問指導、運動教室等

【第2編 各論】

第6章（基本目標6） 歯と口腔の健康づくり

【取り組み全体の方向性】

歯を失う原因の約9割がむし歯と歯周病で占められ歯科の2大疾患とされています。80歳までに自分の歯を20本以上保つよう8020（ハチマルニイマル）運動が全国的に推進されています。生涯を通じて自分の歯で食べる楽しみを味わうために、乳幼児期からむし歯と歯周病の予防のための働きかけに取り組みます。

ライフステージ別

【乳幼児期（0～5歳）】

＜目標（めざす姿）＞

- ◇むし歯のない、健康なお口を保つことができる。
- ◇親子で歯の定期健診を受けることができる。
- ◇よく噛む習慣を身につけられる。

＜数値目標＞

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
3歳児におけるむし歯のない者の割合の増加			
3歳までに健診等を含む歯科医院の受診のある者の割合の増加（かかりつけ歯科医の推進）			
毎日保護者が仕上げ磨きをする習慣のある者の割合の増加			
よく噛むように意識して食べている子の増加			

＜市の取り組み＞

具体的な内容	所管課
乳幼児を持つ保護者及び園児等へのお口の健康に関する知識の普及を図ります。	健康増進課
個々に合った適切な歯みがき方法を身につけるよう歯科相談、歯科健康教育、歯科指導の充実を図ります。	健康増進課
子どもだけでなく、保護者のお口の健康を保つことがむし歯予防に重要なため、各種事業において親子の定期健診の啓発を行います。	健康増進課

《主な事業》

ハローベビー、歯周病検診（妊婦）、カムカムキッズ（離乳食教室後期）、育児相談
むし歯予防教室、保育所等施設から依頼の歯科指導及び健康教育、1歳6か月児健康診査、
3歳児健康診査

【学齢期（6～17歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇むし歯と歯周病についての正しい知識を持つことができる。
- ◇個々に合った適切な歯みがきの方法を身につけることができる。
- ◇定期的に歯科医院でむし歯、歯肉の炎症、咬み合わせを診てもらえることができる。

《数値目標》

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
永久歯の1人あたりの平均むし歯数の減少 （中学1年生）			
歯肉に炎症のある者の割合の減少 （中学生）			
未処置歯のある者の割合の減少 （小学生）			
よく噛むように意識して食べている子の増加			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
児童生徒へむし歯及び歯周病予防に関する知識の普及に努めます	学校教育課、各学校、健康増進課
学校歯科検診において治療の必要な者については積極的に受診勧奨を行ないます。	学校教育課、各学校
よく噛んで食べることが大切なことに関する知識の普及啓発を図ります。	学校教育課、各学校、健康増進課

《主な事業》

学校歯科検診、RDテスト（小学校2，5年生）、歯周疾患テスト（中学校1年生）、
特別支援学級児童生徒歯科検診及び歯科指導、就学時健康診断

【第2編 各論】

【青年期（18～39歳）から壮年期（40～64歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇むし歯と歯周病について正しい知識を持ちことができる。
- ◇個々に合った適切な歯みがきの方法を身につけ、自己管理能力の向上を図ることができる。
- ◇歯の定期健診を受けることができる。

《数値目標》

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
歯周病検診（妊婦）の受診率の増加			
歯周病検診（一般）の受診率の増加			
かかりつけ歯科医をもつ者の増加			
この1年間に歯の健康診査を受けたことのある者の増加			
デンタルフロス（糸ようじ）や歯間ブラシなどの歯間部清掃用具を使用している者の割合の増加			
1人平均現在歯数の増加			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
乳幼児を持つ保護者（特に青年期）へ各種事業においてむし歯及び歯周病予防に関する知識の普及を図り、子どもへの感染予防の意識を持つよう働きかけます。	健康増進課
かかりつけ歯科医を推進し定期的に検診を受ける人を増やしていきます。	健康増進課
歯周病検診の周知を行ないます。	健康増進課

《主な事業》

ハローベビー、歯周病検診（妊婦・一般）、成人健康教育、健康相談（検診時等）

【高齢期（65歳以上）】

＜目標（めざす姿）＞

- ◇自分の歯を大切にすることができる。
- ◇歯の定期健診を受けることができる。

＜数値目標＞

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
歯周病検診（一般）の受診率の増加			
かかりつけ歯科医をもつ者の増加			
この1年間に歯の健康診査を受けたことのある者の増加			
デンタルフロス（糸ようじ）や歯間ブラシなどの歯間部清掃用具を使用している者の割合の増加			
1人平均現在歯数の増加			

＜市の取り組み＞

具体的な内容	所管課
かかりつけ歯科医を推進し、定期的に検診を受ける人を増やします。	健康増進課
寝たきり等で受診できない方の相談窓口となり関係機関と連携し、診療が受けられる体制を整えます。	健康増進課
お口の健康を保つことは肺炎等の全身疾患の予防となるため、各地域において健康教育を行ないます。	介護支援課、 健康増進課
歯周病検診の周知を行ないます。	健康増進課

＜主な事業＞

歯周病検診（一般）、訪問歯科【歯科保健医療推進事業】、地区健康教育、介護予防普及啓発事業

【第2編 各論】

第7章（基本目標7）

すべての子どもが健やかに育つための取り組みの推進

【取り組み全体の方向性】

すべての子どもが、健康と生命を守る母子保健サービスを受けることができるよう、個人や家庭環境の多様性を認識したサービスの提供に努めます。

ライフステージ別

【乳幼児期（0～5歳）】

《目標（めざす姿）》

- ◇安心して子どもを産み育てるための健康を守りことができる。
- ◇成長に応じた生活習慣を身につけ、健やかな成長を促す環境を作ることができる。
- ◇かかりつけ医師・歯科医師を持ち、健康診査を受けるようになる。

《数値目標》

(%)

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 29年度	平成 31年度
3か月児健康診査の受診率			
1歳6か月児健康診査の受診率			
3歳児健康診査の受診率			
むし歯のない3歳児の割合			
むし歯のない3歳児の割合			
肥満傾向の3歳児の割合			
MR1期接種率			
MR2期接種率			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、乳幼児の健康診査事業等を通じて、子育てを支援するとともに、発達面での課題を持つ子どもなど、育てにくさを感じる保護者にも寄り添った支援に努めます。	健康増進課
何らかの理由で健康診査を受けられない子どもの状況把握をすることで、虐待予防などに努めます。	健康増進課・子ども家庭課
母と子の健康の保持増進のため、妊娠、出産又は育児等、母子保健に関する知識の普及に努めるとともに、課題を持つ母子に対しては、早期の養育支援に努めます。	健康増進課
感染症から子どもを守るために、各種予防接種の積極的な勧奨及び接種率の向上に努めます。	健康増進課

《取り組む事業》

乳児一般健康診査、3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、おやこ相談、幼児グループ、妊産婦・新生児訪問、育児相談、離乳食教室、むし歯予防教室、予防接種事業

【学齢期（6～17歳）】

《目標（めざす姿）》

◇年齢に応じて、自分の健康を守る行動がとれるようになる。

《数値目標》

項目（事業名称等）	平成27年度	平成29年度	平成31年度
児童・生徒における痩身傾向児の割合			
児童・生徒における肥満傾向児の割合			
歯肉に炎症のある中学生の割合			
朝食を欠食する子どもの割合			
DT（二種混合予防接種）接種率			

【第2編 各論】

＜市の取り組み＞

具体的な内容	所管課
学校保健と連携し、健康に関する相談・教育事業を通じて、自立した健康な暮らしができるように支援します。	健康増進課・学校教育課
各感染症から子どもを守るために、各種予防接種の積極的な勧奨及び接種率の向上に努めます。	健康増進課・学校教育課

＜取り組む事業＞

親子クッキング、健康づくり講習会、依頼による健康教育、予防接種事業

【青年期（18～39歳）】

＜目標（めざす姿）＞

- ◇安心して子どもを産み育てるための健康に心がけることができる。
- ◇かかりつけの医師や歯科医師を持ち、定期的に健康診査や検査を受けることができる。

＜数値目標＞

(%)

項目（事業名称等）	平成27年度	平成29年度	平成31年度
妊娠11週以下での届出の割合			
低出生体重児の出生割合			
産後1か月でのEPDS9点以上の褥婦の割合			
こんにちは赤ちゃんの情報提供に満足した割合			
主体的に育児に関わっていると感じている父親の割合			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
妊娠や出産、育児、感染症予防等の母子保健に関する必要な知識の普及を図るための取り組みを行っています。	健康増進課
安心・安全な妊娠・出産・子育てを支援するため、栄養や生活習慣などに関する知識の普及や実践に結び付けられるような支援を行います。	健康増進課
乳児を持つ保護者が安心して育児ができるように、保護者に寄り添った支援を行うとともに、特に継続支援が必要な保護者（家庭）に対しては、個々の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図るとともに、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るための支援に努めます。	健康増進課・子ども家庭課
乳幼児だけではなく、18歳までの子どもと家庭の問題解決のための支援を行います。	健康増進課・子ども家庭課

《取り組む事業》

母子健康手帳の交付、妊婦一般健康診査、両親学級（ハローベビー）、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、家庭児童相談員配置事業、要保護児童対策事業

【第2編 各論】

【壮年期（40～64歳）】

＜目標（めざす姿）＞

- ◇職場等での理解が得られ、安心して子育てができる。
- ◇子どもの健やかな成長を見守り、育む地域づくりができる。

＜数値目標＞

項目（事業名称等）	平成27年度	平成29年度	平成31年度
マタニティマークを知っている市民の割合			
発達障害を知っている市民の割合			
児童虐待の通告義務を知っている市民の割合			

＜市の取り組み＞

具体的な内容	所管課
職域との連携を図り、妊娠・出産・育児等に関する知識の普及を図るとともに理解者を増やし、安心して妊娠・出産・育児等に臨める環境づくりを支援します。	健康増進課・学校教育課
児童虐待予防や早期発見のために、健康診査や育児相談、訪問指導等の事業の更なる充実に努めます。また、関連課や関連機関との体制づくりの検討に努めます。	健康増進課・子ども家庭課・学校教育課

＜取り組む事業＞

健康相談、育児相談、訪問指導、健康教育、家庭児童相談員設置事業、マタニティキーホルダー作成事業

【高齢期（65歳以上）】

《目標（めざす姿）》

- ◇子どもの健やかな成長を見守り、育む地域づくりができる。
- ◇伝承遊びや行事等を子どもたちに伝えることができる。

《数値目標》

項目（事業名称等）	平成27年度	平成29年度	平成31年度
マタニティマークを知っている市民の割合			
発達障害を知っている市民の割合			
児童虐待の通告義務を知っている市民の割合			

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課
地域での高齢者と子どもたちとの交流を促し、地域での子育てのための環境づくりを支援します。	健康増進課・高齢者生きがい推進課・子ども家庭課
各関係課や関係機関との連携体制づくりに努めます。	

《取り組む事業》

健康教育、高齢者ふれあいの家支援、家庭児童相談員設置事業、マタニティキーホルダー作成事業

1. 2019年12月31日，甲公司“应收账款”科目余额为1000万元，其中A公司应收账款余额为200万元。

2. 2020年1月1日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

3. 2020年1月10日，甲公司收到A公司支付的应收账款100万元。

4. 2020年1月20日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

5. 2020年1月31日，甲公司“应收账款”科目余额为900万元，其中A公司应收账款余额为100万元。

6. 2020年2月1日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

7. 2020年2月10日，甲公司收到A公司支付的应收账款100万元。

8. 2020年2月20日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

9. 2020年2月28日，甲公司“应收账款”科目余额为800万元，其中A公司应收账款余额为0万元。

10. 2020年3月1日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

11. 2020年3月10日，甲公司收到A公司支付的应收账款100万元。

12. 2020年3月20日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

13. 2020年3月31日，甲公司“应收账款”科目余额为700万元，其中A公司应收账款余额为0万元。

14. 2020年4月1日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

15. 2020年4月10日，甲公司收到A公司支付的应收账款100万元。

16. 2020年4月20日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

17. 2020年4月28日，甲公司“应收账款”科目余额为600万元，其中A公司应收账款余额为0万元。

18. 2020年5月1日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

19. 2020年5月10日，甲公司收到A公司支付的应收账款100万元。

20. 2020年5月20日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

21. 2020年5月28日，甲公司“应收账款”科目余额为500万元，其中A公司应收账款余额为0万元。

22. 2020年6月1日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

23. 2020年6月10日，甲公司收到A公司支付的应收账款100万元。

24. 2020年6月20日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

25. 2020年6月28日，甲公司“应收账款”科目余额为400万元，其中A公司应收账款余额为0万元。

26. 2020年7月1日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

27. 2020年7月10日，甲公司收到A公司支付的应收账款100万元。

28. 2020年7月20日，甲公司根据应收账款余额的5%计提坏账准备。

29. 2020年7月28日，甲公司“应收账款”科目余额为300万元，其中A公司应收账款余额为0万元。

(仮称)流山市健康づくり支援計画

健康づくり支援計画・食育推進計画
歯と口腔の健康づくり支援計画・母子保健計画

—平成27年度～平成31年度—

(第1期計画)

平成27年(2015年)3月

企画・編集 : 流山市 健康福祉部 健康増進課

住 所 : 〒270-0121 千葉県流山市西初石4丁目1433番地の1

電 話 : 04-7154-0331

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

OFFICE OF THE DEAN
OF THE FACULTY

1100 S. MICHIGAN AVE.
CHICAGO, ILL. 60607
(312) 937-1234

OFFICE OF THE DEAN OF THE FACULTY
1100 S. MICHIGAN AVE. CHICAGO, ILL. 60607
(312) 937-1234